

## 企業派遣型地域活性化起業人 協定チェックリスト（R6.4）

協定の締結に際し、受入自治体と派遣元企業にて十分に協議した上で、下記の全ての項目をご確認ください。

- 地域独自の魅力や価値の向上に繋がる業務内容となっていること。
- 受入自治体は、起業人のノウハウや知見に対し、受入自治体の希望する業務内容に対応できることを確認していること。
- 派遣期間は6月以上3年以内の期間であること。
- 派遣元企業は3大都市圏に所在すること。
- 起業人は、派遣元企業において入社後3月以上の勤務歴があること。
- 起業人は派遣元企業からの派遣の際、現に受入自治体の区域内に勤務する者ではないこと。
- 毎月の勤務日数を対象期間として、受入自治体の開庁日の半分以上を受入自治体の区域内にて業務に従事すること。
- 派遣期間中の全期間において、受入自治体の開庁日の半分以上を超えて受入自治体の区域内にて業務に従事すること。
- 起業人の派遣元企業と請負契約を結ぶ蓋然性の高い業務に従事していないこと。
- 同一の受入自治体が同一の人物を起業人として受入れて3年以内であること。
- 同一の派遣元企業からの起業人の受入れが3年以内であること。（ただし、前回の本制度対象終了時から1年を経過した場合には、前回対象となっていた派遣元企業からの受入れであっても本制度の対象となる。）
- 起業人は同時期に他の自治体でも起業人となっていないこと。
- 起業人は同時期に企業派遣型と副業型を兼ねていないこと。
- 協定書に「企業派遣型地域活性化起業人制度」の趣旨が記載されていること。
- 協定書に派遣元企業への負担金等の支払の記載があること。
- 業務委託契約ではなく、協定となっていること。
- 同一の派遣元企業から企業派遣型地域活性化起業人としての派遣人数が2名以内となっていること。
- 受入自治体から、従前より（起業人制度以外）、給与等が支払われていないこと。

### 【問合せ先】

総務省 地域力創造グループ 地域自立応援課

電話：03-5253-5392 メール：chiikikasseika1@soumu.go.jp